

指定石材店取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人時津霊苑（以下「当法人」という）が運営する各霊園（以下「霊園」という）において、墓石建立者の宗教観に根付く特殊な商品の取り扱いという観点から、霊園内での墓石やその付帯設備工事（以下「墓石工事」という）の確実な施工と建立後長期間に渡り墓石の迅速な維持補修が行われるため、また、墓地購入者が霊園に期待している一定の質や環境、秩序が維持されることを目的に、当法人が認定する指定石材店の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、指定石材店とは、本規程に基づき当法人所定の審査を受け、認定された石材店をいう。

2 指定石材店が、当法人が定める諸規則や指示に従って霊園にて行う業務は、以下のとおりとする。

- ①霊園への検討客からの問い合わせや来園者に対する対応
- ②当法人の永代使用权販売への協力（広告掲載等を含む）
- ③墓石建立希望者の要望、注文の確認、及び当法人への報告、調整、施工許可申請
- ④墓石工事の施工
- ⑤墓所用墓碑等の調達
- ⑥墓所用消耗品の常備及び設置
- ⑦墓所の墓石等の修理、撤去及び彫刻等（自店施工分は認定期間終了後も含む）
- ⑧墓石建立者からの苦情等への対応（自店施工分は認定期間終了後も含む）
- ⑨その他、上記に付帯、関連する業務

(認定審査)

第3条 当法人は、指定石材店の認定にあたり、その認定審査を石材店からの希望に応じて随時行う。

- 2 当法人の指定石材店となることを希望する石材店は、認定審査を受けるにあたり、定款や決算書（付属明細書を含む）、従業員名簿等を含む当法人が定める所定の書類を提出し、認定審査の申込を行うものとする。
- 3 当法人は、前項の所定の書類に基づき、認定審査の申込を行った石材店に対して、認定するかどうかを審査する。
- 4 当法人は、審査終了後速やかに、認定審査の申込を行った石材店に対して、審査結果を通知する。

(審査基準)

第4条 当法人は、前条に定める認定審査を行うための以下の審査基準を定め、公表する。

- ①石材店として定款及び謄本に墓石の工事に関する業務が記載されており、その実績が10年以上あること。加えて売上が直近3期連続5億円以上、かつ当期利益が直近3期連続5千万円以上であること。
 - ②財務状況が健全であり、経営状態が安定していること。
 - ③課税されている全項目において過去に税金の滞納がないこと。
 - ④霊園現地の顧客に迅速に対応できる場所に営業拠点となる人員が複数常駐する事務所が常設され、かつ当該事務所が3年以上前から本支店として登記されていること（但し、霊園が開園4年未満の場合この限りではない）。加えて、当法人より要望した場合は霊園内や隣接地にも人員を待機させることが可能であること。
 - ⑤本規程記載の各事項に、滞りなく対応可能なこと。
 - ⑥霊園での墓石工事の適切な施工と建立後の墓石の迅速な維持補修のために、適切と思われる従業員や機材を確保していること。
 - ⑦改葬に対応できる体制があること。
 - ⑧暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- 2 前項の審査基準の項目については、⑧を除く各項目につき、当該石材店の規模や実績、安定性、該当地域での信用等を考慮し相当な理由がある場合は、当法人の理事会の決議を得ることにより、この限りではないものとすることができる。
 - 3 当法人は、本条第1項の審査基準の項目を全て達する者については、特段の事情がある場合を除き原則認定するものとする。
 - 4 当法人は、指定石材店となることを希望する石材店が、本条第1項の審査基準に達するかどうかを判断するために、所定の書類以外に必要とする資料の提出を求め、場合によっては面接やその他調査により確認することができる。

(認定期間)

第5条 第3条に基づき認定された指定石材店の認定期間は、認定から2年間とする。

- 2 指定石材店が、前項の認定期間終了後も引き続き指定石材店の認定を希望する場合は、あらためて第3条に定める認定審査の申込を要する。
- 3 指定石材店は、当法人が霊園ごとに別に定める諸規則（使用規則や使用細則を含む）や指示に従い、適切に業務を行わなければならない。

- 4 当法人は、本条第1項の規定にかかわらず、当法人の指定石材店として不適切な運営や本規程記載事項に対応できていない等、指定石材店として適当でないと認められる場合は、当法人の理事会の決議により、指定石材店の認定をいつでも一方的に取り消すことができる。
- 5 当法人は、本条第1項の規定にかかわらず、認定期間内に経営者や50%を超える株主の変更等、経営に直接影響する変更が生じた場合は、当法人にて再審査を行い、指定石材店の認定を見直すこともできるものとする。なお、指定石材店を辞退したい場合は、当法人に書面にて届け出るものとする。

(墓石手数料)

第6条 指定石材店は、霊園における墓石工事等の売上金額の霊園ごとに別途定める割合を、墓石手数料として当法人に支払う。

(補則)

第7条 本規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項があるときは、当法人の理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、内閣総理大臣より公益目的事業を行う都道府県の区域を定款で変更するための変更の認定の通知を受けた日から適用される。
- 2 この規程が適用される前から認定を受けていた指定石材店は、この規程が適用された日をもって、この規程第3条に基づき、指定石材店の認定を受けたものとみなし、その認定期間はこの規程が適用された日から1年間とする。
- 3 前項の場合、当法人は、当該指定石材店がこの規程の適用される前の認定基準を満たす限り、この規程に定める認定基準を満たさないことを理由として、この規程第5条第4項による認定の取消しをすることができない。
- 4 第2項の場合、この規程が適用される前から認定を受けていた指定石材店が第2項の認定期間終了後も引き続き指定石材店の認定を希望する場合は、この規程が適用される。